

令和元年七月五日受領  
答弁第二一九九号

内閣衆質一九八第二九九号

令和元年七月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員松原仁君提出「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正と爬虫類についての規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正と爬虫類についての規制に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「爬虫類について」の「種固有の生態や業界の実態に則した規制」については、現在、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）第二十一条第一項の規定により法第十条第一項の登録を受けた第一種動物取扱業者がその取り扱う動物の管理の方法等に関し遵守しなければならぬ基準において、哺乳類、鳥類又は爬虫類はに属するものを区別することなく規定しているところ、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）第一条の規定による改正後の法第二十一条第二項において、当該基準は「動物の種類」等を「考慮して」定めることとされたことから、改正後においては、爬虫類の生態等に依りて規制することが制度上担保されたものと考えており、御指摘の「現行の法の枠組みとは別に新たな法等制定」については、政府として対応を検討していくことは考えていない。